

無電柱化推進計画 骨子案

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13

はじめに

- ・これまで無電柱化は、防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観等の観点から実施してきたが、近年、災害の激甚化・頻発化等により、ますますその必要性が高まっている。
- ・特に、近年の台風や豪雨等による災害では、倒木や飛来物起因の電柱倒壊等による停電ならびに通信障害が長期間に及ぶケースも報告されており、電力や通信のレジリエンス強化も求められているところである。
- ・本計画は、前計画での成果や、令和2年12月に閣議決定された防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を踏まえ定めるものとする。

第1 無電柱化の推進に関する基本的な方針

取組姿勢

- 16 諸外国に負けない我が国本来の美しさを取り戻し、安全で災害にもしなやかに対応できる「脱・電柱社会」を目指すため、以下の姿勢で無電柱化を推進する。
- 18 ・新設電柱を増やさない
 - 19 特に緊急輸送道路については無電柱化を推進し電柱を減少させることを目指す
 - 20 ・徹底したコスト縮減を推進し、限られた予算で無電柱化の実施延長を延ばす
 - 21 ・事業の更なるスピードアップを図る
- 22

適切な役割分担による無電柱化の推進

- 24 無電柱化を更に推進するため、目的に応じ、従来方式に加えて多様な事業手法を
- 25 活用し推進する。なお、無電柱化の目的は複合的であるため、以下を基本とし手法
- 26 の選定を行い無電柱化を推進する。
- 27 ・道路管理者は、市街地の緊急輸送道路など電柱倒壊による道路の閉塞防止や安全・
 - 28 円滑な交通確保を目的とする区間については、電線共同溝等により主体的に無電
 - 29 柱化を進める。
 - 30 ・道路管理者、地方公共団体等は、景観形成・観光振興を目的とする区間について
 - 31 は、地方創生やまちづくり施策と連携しながら無電柱化を進める。
 - 32 ・電線管理者は、長期停電や通信障害の防止を目的とする区間について、費用対効
 - 33 果も考慮しながら、単独地中化方式等により主体的に無電柱化を進める。

1 また、市街地の緊急輸送道路など道路の閉塞防止を目的とする区間で、占有者が
2 1者で電線共同溝事業による無電柱化が困難な区間についても主体的に無電柱化
3 を進める。

- 4 ・緊急輸送道路など電柱倒壊による道路の閉塞防止及び長期停電や通信障害の防止
5 を目的とする区間は道路管理者及び電線管理者が連携して無電柱化を進める
- 6 ・新設電柱を増やさなため、道路事業や市街地開発事業等が実施される場合には、
7 道路管理者、電線管理者及び関係する事業者は連携して無電柱化を進める。

9 第2 無電柱化推進計画の期間

10 2021年度から2025年度までの5年間とする。

12 第3 無電柱化の推進に関する目標

13 無電柱化の対象道路

14 国、地方公共団体及び電線管理者は、重点的に無電柱化を進める対象として、目
15 的に応じて以下のような道路において、優先的に無電柱化を実施する。また、地域
16 ブロック毎に中期的に無電柱化が必要な箇所を選定するなど、地域のニーズに応じ
17 て必要な無電柱化は着実に実施する。

18 (防災)

- 19 ・緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、避難路等災害の被害の拡大の防止を図る
20 ために必要な道路の無電柱化を推進する。特に市街地内のこれらの道路において
21 は、より被害が甚大となりやすいことや、近年の台風による倒木や飛来物起因の
22 電柱倒壊等を踏まえ、引き続き緊急輸送道路を中心に重点的に推進する。
- 23 ・電力や通信のレジリエンス強化の観点で必要な区間について、費用対効果も考慮
24 しながら、無電柱化の取組を推進する。

25 (安全・円滑な交通確保)

- 26 ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定道路、人通
27 りの多い商店街等の道路、学校周辺の通学路、歩行者が路側帯内にある電柱を避
28 けて車道にはみ出すような道路、車道の建築限界内に電柱が設置されている道路
29 等安全かつ円滑な交通を確保のために必要な無電柱化を推進する。その際、占有
30 制限等も活用しながら、道路空間を拡大するための無電柱化を推進する。また、
31 新型コロナウイルスへの対応も踏まえ、賑わいのある道路空間を構築する歩行者
32 利便増進道路において、無電柱化を推進する。

1 (景観形成・観光振興)

- 2 ・世界遺産、日本遺産等の周辺地区、重要伝統建造物群保存地区等の観光地におけ
3 る良好な景観の形成や観光振興のために必要な道路の無電柱化を推進する。
4

5 計画目標・指標

6 無電柱化の必要性はますます高まっており、本計画においては、前計画の実績整
7 備延長以上となるよう高い目標を設定するものとする。

- 8 ・電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化着手率

9 ※市街地の緊急輸送道路については2050年代までに全ての道路の無電柱化を実施

- 10 ・バリアフリー化された特定道路の無電柱化率

- 11 ・世界文化遺産周辺の無電柱化実施地区数

- 12 ・重要伝統的建造物群保存地区の無電柱化実施地区数

- 13 ・歴史まちづくり法重点地区の無電柱化実施地区数
14

15 以上の目標を達成するためには、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策
16 で着手する約2,400kmも含め約●, ●●●kmの新たな無電柱化が必要となる。
17

18 上記のほか、長期停電や通信障害の防止の観点から行う電線管理者による無電柱化
19 や開発事業者が実施する面整備事業における無電柱化などがある。
20

21 第4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

22 緊急輸送道路の電柱を減少

- 23 ・令和2年12月に決定した防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策によ
24 り緊急輸送道路の無電柱化を推進する
- 25 ・直轄国道や地方公共団体が管理する緊急輸送道路において実施されている新設電柱
26 の占用制限措置について、未実施の地方公共団体へ普及を促進し、全線での措置導
27 入を図る。
- 28 ・緊急輸送道路の既設電柱の占用制限については、電線管理者と既設電柱の撤去のペ
29 ースや費用負担等についても協議を進めながら、電柱等に係る道路占用の許可を現
30 に得ている電線管理者および電線によってもたらされるサービスの利用者の既存の
31 利益・期待等にも十分に配慮しつつ、電線共同溝事業予定区間や電柱倒壊による道
32 路閉塞の影響が大きい区間など優先順位を決めて、早期に占用制限を開始する。
- 33 ・緊急輸送道路等の沿道区域において、倒壊による道路閉塞の可能性のある工作物を
34 設置する際に、道路管理者への届出を要することとし、必要に応じて勧告する等、
35 事前調整を実施する。 ※令和3年通常国会に道路法等の改正法案を提出
36

1 新設電柱の抑制

- 2 ・無電柱化法第 12 条の的確な運用や市街地開発事業等における無電柱化の推進によ
3 り新設電柱を抑制する。
- 4 ・道路事業や市街地開発事業等の実施に際し、技術上困難と認められる場所以外は新
5 たな電柱設置を抑制しており、地方公共団体に発出された手引きによる措置の徹底
6 を図るとともに、事業と一体的に無電柱化整備を行う際に積極的に同時整備を活用
7 し、効率的な無電柱化を推進する。
- 8 ・市街地開発事業等について、円滑な合意形成プロセスやコスト縮減方策を検討し、
9 地方公共団体等への普及を図る。
- 10 ・市街地開発事業等について、事業認可や開発許可の事前相談時などあらゆる機会を
11 捉え、施行者及び開発事業者等による無電柱化検討の徹底を図る。
- 12 ・関係者が連携して新設電柱の増加要因を調査・分析し、削減に向けた対応方策を検
13 討する。

15 コスト縮減の推進

- 16 ・道路管理者は関係者と連携し、計画、設計、工事等の各段階において取組を進め、
17 令和 7 年度までに平均して約 2 割のコスト縮減を目指す
- 18 ・事業を行う中で新たな知見が得られれば、「低コスト手法の手引き」や「電線共同
19 溝整備マニュアル」等を更新し問題解決に努める。
- 20 ・低コスト手法について、設計要領や仕様書、積算基準等に盛り込んで標準化を図り、
21 地方公共団体への普及を図る。
- 22 ・配電機材の仕様統一や通信に係る特殊部の設置間隔の延伸化など、電線管理者によ
23 る主体的な技術開発の促進を図る。
- 24 ・山間部・島嶼部等の需要や需要変動が少ない区間では条数に応じた構造、新たな掘
25 削機械の活用など安価で簡便な無電柱化を導入する。
- 26 ・直接埋設方式については更なる技術開発を進め適応箇所への導入を図る。
- 27 ・市街地開発事業等について、円滑な合意形成による工期短縮、地上機器や配線の面
28 的配置の工夫等によるコスト縮減方策を検討し、地方公共団体等への普及を図る。

30 事業のスピードアップ

- 31 ・無電柱化の完了までに平均 7 年を要しているが、発注の工夫など事業のスピード
32 アップを図るとともに、交通量が多いなど特殊な現場条件を除き事業期間半減(平
33 均 4 年)を目指す。
- 34 ・各工事の同時施工や事業調整の円滑化により事業期間を短縮するため、包括発注
35 方式、PPP 活用方式、一括施工方式等を推進する。

- 1 ・国及び地方公共団体は、民間の技術・ノウハウや資金を活用するとともに、地方
2 公共団体の財政負担の平準化にも資するPFI手法の採用を進める。
- 3 ・包括発注方式等を地方公共団体へ普及させるため、国は、モデル事業を実施し、
4 その成果を分析・評価した上で、包括発注等を円滑に進めるため手引きやマニ
5 ュアルを作成し、地方公共団体にも周知し普及拡大に取り組む。
- 6 ・電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活
7 用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現する。
- 8 ・ガスや上下水道等の地下埋設物件の位置情報が無電柱化工事に有効なことから、
9 地下情報の3次元データベース化について検討を進める。

11 占有制限の的確な運用

- 12 ・交通安全の観点での新設電柱の占有制限について、実施が一部の自治体に留まっ
13 ているため、引き続き地方公共団体への説明会や研修等を通じて働きかけ、普及
14 拡大を図る。
- 15 ・景観の観点での占有制限について、文化財保護法、景観法、自然公園法等におけ
16 る規制と連携した取組を検討する。
- 17 ・緊急輸送道路の既設電柱の占有制限については、電線管理者と既設電柱の撤去の
18 ペースや費用負担等についても協議を進めながら、電柱等に係る道路占有の許可
19 を現に得ている電線管理者および電線によってもたらされるサービスの利用者の
20 既存の利益・期待等にも十分に配慮しつつ、電線共同溝事業予定区間や電柱倒壊
21 による道路閉塞の影響が大きい区間など優先順位を決めて、早期に占有制限を開
22 始する。（再掲）
- 23 ・道路上に多数の電柱等の占有物件が建設されることによる外部不経済の内部化の
24 あり方について検討する。

26 財政的措置

- 27 ・緊急輸送道路等における無電柱化を対象とした個別補助制度による重点的な支援
28 を行う。
- 29 ・現在、電線管理者が緊急輸送道路において無電柱化を行う際に、新たに取得した
30 電線等に係る固定資産税を減免する特例措置が講じられているが、国は本措置の
31 効果を検証し、2022年度以降の措置について継続・拡大を検討する。
- 32 ・国は、直轄国道において実施している、道路の地下に設けた電線類に対する占有
33 料の減額措置（単独地中化の場合は免除、電線共同溝の場合は減額）について、地
34 方公共団体への説明会や研修等を通じて働きかけを行うなど、減額措置の普及拡
35 大を図る。
- 36 ・市街地開発事業等に際して行われる無電柱化に対し、各種補助制度等により支援
37 する。

- 1 ・観光地域振興無電柱化推進事業を活用して、観光地において電線管理者が行う単
2 独地中化や軒下・裏配線等を支援する。
- 3 ・電線管理者は、電線敷設工事資金貸付金制度を活用して電線共同溝整備を推進す
4 る。
- 5 ・無電柱化の推進などを含む必要な投資の確保とコスト効率化を促す託送料金改革
6 を盛り込んだ改正電気事業法の趣旨を踏まえ、新たな託送料金制度の運用にあたり
7 必要な無電柱化については確実に実施されるよう、関係省庁が連携して対応す
8 る。
- 9 ・電線管理者への支援にあたっては、各電線管理者で事業規模が異なることに配慮
10 し、新たな支援の枠組みを検討する。

12 **メンテナンス・点検及び維持管理**

- 13 ・近年の激甚化する災害を踏まえ、災害に強い施設、設備のあり方について検討を
14 進めるとともに、当初の地中化施設等が整備後約30年以上経過していることか
15 ら、施設等の健全性を維持していくことが必要である。
- 16 ・地震災害における地中線の復旧には時間を要する場合もあるため、災害で被害が
17 生じた際の速やかな故障点の検出及び復旧手法について検討し、早期復旧を目指
18 す。
- 19 ・自治体が作成するハザードマップによる津波・高潮や洪水・浸水が予測される地
20 域、液状化が予想される地域で対応が難しい場合は、柱状型変圧器や軒下配線な
21 ど地中化以外の手法を検討する。
- 22 ・国は、電線共同溝点検要領（仮称）を作成し、電線共同溝の点検方法等について統
23 一的な手法を示すこととし、地方公共団体も含めて、電線共同溝の適切な維持管
24 理を図っていく。

26 **関係者間の連携の強化**

- 27 ・関係者が協力して事業を推進していくために、関係省庁、道路管理者、電線管理
28 者、地方公共団体及び地元関係者との連携が不可欠である。
- 29 ・地方ブロック無電柱化協議会及び都道府県部会を活性化させ、対象区間の調整に
30 加えて、計画段階から関係者間で協議、調整を進めることにより、低コスト手法
31 の普及や事業のスピードアップについても取り組む。
- 32 ・地域レベルの協議会において、機動的かつ柔軟に地中化方式が採用できるよう関
33 係者が連携を図る。
- 34 ・ガスや上下水道の更新時など他の地下埋設物の工事に合わせて無電柱化を行うこ
35 とが効率的であることから、計画段階から路上工事占用調整会議等を活用し、同
36 時施工に向けた検討を行う。

- 1 ・国において、無電柱化推進関係省庁連絡会議や技術面の課題を検討する無電柱化
2 推進技術検討会を設置し、関係省庁や関係者間で課題への対応、新技術の採用や
3 その普及などに連携して取り組む。
- 4 ・電線管理者と下水道事業との連携による、通信線の地中化の実現可能性の検証に
5 ついて、その取組みを発展させる。

7 第5 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

8 広報・啓発活動

- 9 ・国及び地方公共団体は、電線管理者とも連携しながら無電柱化の重要性に関する
10 国民の理解と関心を深め、無電柱化に国民の協力が得られるよう、「無電柱化の
11 日」を活かしたイベントを実施するなど、無電柱化に関する広報・啓発活動を積
12 極的に行う。
- 13 ・無電柱化の効果については、防災面における効果を定量的に算出するなど、実例
14 の収集・分析等を進め、理解を広げるとともに、国民に向けて無電柱化のコスト
15 や工事への理解・協力を促進するよう努める。
- 16 ・地方公共団体等の優秀な取組について表彰を行い、その周知を図る。

18 地方公共団体等への技術的支援

- 19 ・国は、地方公共団体による無電柱化を推進するため、都道府県無電柱化推進計画
20 及び市町村無電柱化推進計画の策定を働きかけるとともに、計画段階からの合意
21 形成に関する参考図書などマニュアル等を作成し、必要な技術的支援を積極的
22 に行う。
- 23 ・各地方整備局に設置した無電柱化ワンストップ相談窓口を通じて、無電柱化事業
24 の流れや技術的な課題・疑問等について対応し、必要に応じて専門家を派遣して
25 助言する。

27 中長期的な取組

- 28 ・無電柱化が持つプラスの外部経済も踏まえつつ、諸外国や他事業を参考に無電柱
29 化の目的に応じ新たな支援制度や費用負担の見直しに向けて、有識者等と検討を
30 進める。
- 31 ・無電柱化法の成立から令和3年で5年が経過することを踏まえ、法の運用状況等
32 のフォローアップを行う。